

第4章 計画の具体的な取組（施策の展開）

1 いつまでも健康で、生きがいをもって暮らせるまちづくり

高齢者が、心身共に健やかに暮らせるよう、積極的な健康づくりと介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図り、可能な限り自立した生活を送ることを目指します。

高齢者の一人ひとりが豊富な知識・技能・経験等を活かし、地域や社会の一員として自分らしく活躍し、生きがいのある暮らしを続けられるよう支援します。

（1）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を「フレイル*」といい、健常な状態から要介護状態に移行する中間の段階とも言われています。

健常な段階からフレイルを予防するには、生活習慣病の疾病予防・重症化予防をしながら、運動機能・認知機能の低下を防ぎ、社会的に関わりを保ち続けることが大切です。

今後は、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健等の必要なサービスに結びつけていくとともに、社会参加を含むフレイル予防等の取組まで広げていく必要があります。このため、通いの場を活用した健康相談や受診勧奨の取組の促進等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防との一体的な実施を進めます。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
年齢階級別要介護認定率 ※各年齢の要介護（要支援）認定者数 ÷各年齢の被保険者数	65～74歳 5.2% 75～84歳 21.6% 85歳以上 65.6%	65～74歳 5.2% 75～84歳 21.1% 85歳以上 62.1%	65～74歳 5.2% 75～84歳 21.1% 85歳以上 62.1%	65～74歳 5.2% 75～84歳 21.1% 85歳以上 62.1%
元気リハビリ教室（短期集中リハビリテーション）の利用者実人数	37人	32人	42人	73人
リハビリ等に係る加算の算定事業所数・利用者数（加算の種類は問わず）	—	—	24事業所 1,124人	25事業所 1,200人
通いの場におけるリハビリ専門職の派遣回数（地域リハ件数）	207回	232回	226回	400回

【主な取組】

① はつらつ元気でまっせ講座の実施・いきいき健康づくりグループへの支援

週に1回5人以上で自主的な健康づくり活動を行うグループに対し、本市のオリジナル体操である「摂津みんなで体操四部作*」及び「せつつはつらつ脳トレ体操」に関する技術指導や、口腔・栄養指導を行う講師を派遣する「はつらつ元気でまっせ講座」を実施しています。

健康づくりに取り組む団体には、「摂津みんなで体操四部作」や「せつつはつらつ脳トレ体操」のDVDを無料配布しています。また、健康づくりグループでは、年に2回のグループ間交流会を実施しています。

こうした講座についての情報提供を充実させるとともに、今後も自主的な活動を支援し、地域で高齢者がいつまでも元気で活動できる体制を整備していきます。

② 摂津みんなで体操四部作の活用

介護予防を目的に作成した「せつつみんなで体操四部作」を地域での活動などに活用することで、介護予防につなげます。

③ 元気リハビリ教室（短期集中リハビリテーション）の充実

総合事業の新たなサービスとして平成29年度より実施している元気リハビリ教室は、主に要支援1・2及び事業対象者の方を対象に、保健センターにて3か月もしくは6か月の短期集中リハビリテーションを行うものです。日常生活の中で、生活機能の低下がみられる高齢者のご自宅を専門職（理学療法士*・作業療法士*）が訪問し、生活課題を明らかにします。その上で、一人ひとりの目標と状態像に合わせたプログラムを提供し、生活機能やQOL*の向上を図ります。

一人ひとりの「こうりたい」という目標を尊重し、プログラムに取り組むとともに、今後の日常生活に向けての助言、セルフケアや社会活動への参加を促すなど、介護予防に向けて元気リハビリ教室（短期集中リハビリテーション）の充実を図ります。



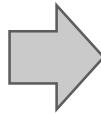
元気リハビリ教室での短期集中リハビリテーション

＜コラム＞元気リハビリ教室（短期集中リハビリテーション）のとある1日を紹介

- 9：30～ 集合（血圧・体重の測定）
- 9：40～ 準備体操（摂津みんなで体操4部作を行います）
- 9：45～ おもりを使った筋力アップ運動（重さは人によって異なります）
- 10：00～ 平行棒と踏み台を利用した運動（またぎ動作など生活動作の訓練もを行います）
- 10：20～ 立ち上がりの運動（連想ゲームで頭の体操も！）
- 10：35～ 床に降りて体操（床から起き上がり、立ち上がりの練習も！）
- 10：45～ 脳トレ体操 整理体操
- 11：00 終了！お疲れ様です！！



開始時



3か月後

サービス利用中のプログラムだけではなく、自宅でもできるトレーニングを提供したり、食事内容を聞き取って栄養指導を行ったりもします。

④ 要介護認定者に対する地域リハビリテーション体制の充実

リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を構築します。要介護認定者に対するリハビリテーションについては、今後、国が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を参考に計画に数値目標を記載することとされています。

本市においては、P42の指標のとおり、リハビリ等に係る算定事業者数及びリハビリ等を受ける利用者数を指標に取り入れています。

⑤ 通いの場におけるリハビリテーション活動の推進

現在、リハサロンやつどい場などにおいて、リハビリテーション活動が行われています。今後も地域における介護予防を目的とする取組（高齢者「通いの場」事業）に対し、リハビリテーション専門職等を派遣し、介護予防の取組を強化します。



つどい場でのリハビリ・体操指導

⑥ 介護予防啓発講座の実施

介護が必要でない状態を保ち続けることができるよう、どのような予防に取り組み、どのような効果が得られるのか、より具体的な介護予防の知識やスキルを普及するとともに、高齢者の介護予防への意欲を高める、「介護予防講座」を実施します。



介護予防講座

⑦ まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつの推進

本市では、歩きたくなる、でかけたくなるまちづくりとして「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」事業に取り組んでいます。

市内に設定した10か所のウォーキングコースを活用し、地域での健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

⑧ エクササイズ講座でフレイル予防

保健センターでは、令和2年度からフレイルを予防することを目的として、60歳から74歳の方を対象に、体力測定・フレイルチェック・有酸素運動・脳トレ体操・ウォーキング・ラジオ体操等の15回コースの講座を実施しています。

介護予防のため、フレイル予防につながる取組みを展開していきます。

（2）生きがいつくりや社会参加の支援

高齢者が、いきいきと毎日を過ごせるよう、生涯にわたって学習・スポーツに親しむことが重要です。

また、地域活動などの社会参加を促進し、高齢者の生きがいつくりを進めるとともに、生涯現役で社会貢献できる環境づくりを推進していきます。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
生きがいについて「ある」と答えた人の割合(ニーズ調査)	—	50.9% (令和2年1月)	—	55.0%
主観的幸福感の平均点数 (ニーズ調査)	—	7.0点 (令和2年1月)	—	7.5点
老人福祉センターの利用者数	25,060人	21,708人	7,037人	25,000人
委託型つどい場*の実施箇所数	5箇所	7箇所	7箇所	9箇所
カフェ型つどい場*の実施箇所数	—	5箇所 (12団体)	11箇所 (18団体)	20箇所
「高齢者の地域活動マップ」 に掲載されている団体数	—	197団体	250団体	295団体
健康・生きがい就労トライアル説明会に参加した実人数/ 事業所への従事者数	—	—	参加者 20人 従業者 10人	参加者 30人 従業者 15人

【主な取組】

① いきいきカレッジ*の実施

いきいきカレッジ（老人大学）は、知識や教養を深めるとともに、生きがいや仲間づくりにつなげ、今まで培った社会経験・人生経験を活かして、長寿社会を担う地域活動の実践者を養成することにより、高齢者の社会参加の推進に寄与することを目的として実施しています。また、いきいきカレッジ卒業生によるOB会活動等も行われており、OB会会員数は今も増えてきています。今後も学んだことを生かせる場と機会づくりなど、フォローアップに努めます。



いきいきカレッジ

② 老人クラブへの支援

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブは、社会奉仕活動、友愛活動、スポーツ活動や地域の見守り活動などの事業を中心に幅広い活動を行っています。

地域で孤立する方がいないよう、互助の意識をもって会員増強活動を実施しています。今後も地域活動を通じて生きがいづくりやスポーツ活動等を通じて介護予防につながる老人クラブ活動が活発に行われるよう支援します。



「摂津市老人クラブ連合会」

万博記念公園で健康ウォーキング

グラウンドゴルフ大会

③ シルバー人材センター*への支援

シルバー人材センターは、家庭、企業、公共団体などから仕事を引き受け、会員に提供しています。会員は、豊かな経験と能力を活かし、就業などを通じて、自主的に社会に参加することによって生きがいを高め、活力ある地域社会づくりに貢献しています。

また、地域社会での会員同士のつながりをつくるため、各小学校区に地域班を組織し、研修会を開催するなど地域ごとの集まりの場を設けています。さらに、各種同好会活動を通して認知症、介護予防など健康保持、生きがいづくりに寄与しています。

平成 27 年度の介護保険制度改正後、新たに取組んだ訪問型サービス A を、引き続き実施します。

今後もシルバー人材センターが会員の拡充と就業先の開拓を図り、社会に貢献する取組を推進することができるよう支援します。



「シルバー人材センター」

交通専従員

④ 老人福祉センターへの支援

老人福祉センターは、せつつ桜苑・ふれあいの里内の2か所にあり、利用者一人ひとりが健康で充実した生活を過ごせるよう、「健康体操」などの各種講座や、いきいきカレッジ（老人大学）の運営及び同好会活動を行っています。同好会活動では、作成した手芸や陶芸などを、老人福祉大会と同時開催の老人作品展に出品してもらうなど、発表の場を提供し、生きがいくりにつなげています。

今後も、高齢者が健康で明るい生活が送れるよう、必要な支援を行います。



碁碁将棋の様子



陶芸の様子

⑤ 生涯学習活動の充実

生涯学習大学を実施し、生涯学習大学を修了された人の学習成果の機会として、「生涯学習フェスティバル」を企画・実施するなど、学びの活用を図っています。また、地域の公民館講座や、グループへの出前講座など、さまざまな学習の機会を提供しています。

⑥ スポーツ活動の充実

高齢者のスポーツ活動支援の一環として、ゲートボール場とグラウンドゴルフ練習場を整備し、地域に管理運営を任せています。

また、小学校区ごとに配置されているスポーツ推進委員や摂津市体育協会、老人クラブなどと連携し、グラウンドゴルフやボッチャ、ゲートゴルフ、スティックリングといったニュースポーツを普及するなど、高齢者の参加しやすいスポーツ活動の場と機会の提供に努めます。

⑦ 高齢者の「通いの場」の充実

高齢者が徒歩で通うことができるさまざまな「場」について、現在実施している「場」の情報を収集するとともに、周知を図ります。また、高齢者が通える「場」の新たな設置や運営についての支援を行います。

■ いきいき通所事業（ふれあいサロン・ふれあいリハサロン）

校区等福祉委員会が中心となり実施している事業で、高齢者が孤立することのないよう気軽に集まり、さまざまな楽しい企画を通して親睦を深め合い、介護予防や認知

症予防にも寄与する場となっています。12の旧小学校区で開催されており地域に根ざした活動となっています。今後もより身近な場所で、気軽に集える場を提供しながら、実施していけるよう、活動を支援します。

■ 街かどデイハウス

街かどデイハウスでは、高齢者が気軽に集まり、一緒に食事をしたり、レクリエーションや介護予防の体操などを行っています。現在は週4回実施しており、高齢者の地域での仲間づくりや、生きがいづくり、介護予防につながっています。今後も継続して実施できるよう必要な支援を行います。

■ 楽々カフェ

平成26年度より、摂津市老人介護者（家族）の会が開始した、月1回の交流カフェです。「楽々カフェ」は、介護を受けられている方、認知症の人や家族、専門職の方等、誰もが参加可能な交流カフェです。高齢者本人が参加しリラックスした時間を過ごしていただくとともに、支援者同士の交流を図ることができるため、今後も引き続き活動の支援と周知を進めていきます。

■ つどい場

委託型つどい場として、市民活動団体や老人福祉センター内ボランティアグループなどの運営にて市内7か所で開催しています。65歳以上の方であればどなたでも気軽に参加でき、介護予防の「居場所」として、参加者も運営者も元気になる場づくり活動を支援します。

また、令和元年度から新たに始まったカフェ型つどい場は、介護予防や交流を目的として活動する団体に対して、市立集会所の使用料を補助しています。今後もさまざまな地域での取組を応援し、身近な地域でのつどい場を拡充していきます。



「校区等福祉委員会」リハサロンの体操



つどい場

⑧ 健康・生きがい就労トライアル

令和2年度から、高齢者の健康づくり、生きがいづくりを目的に、市内の介護施設等で、車いすの修理や洗浄、食事の配膳などの業務を高齢者が代替する、健康・生きがい就労トライアル事業を実施しています。

事業の効果を検証しながら、継続して実施します。

⑨ 在宅でも参加できる通いの場

新型コロナウイルス等の感染症流行時には、在宅でも参加可能なつどい場やフレイル予防などに繋げる取組や仕組を検討します。

(3) 健康づくり・疾病予防の充実

我が国の平均寿命（令和元年厚生労働省）は、男性で81.41年、女性で87.45年となっています。一方、人が健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間である“健康寿命”は、男性で79.3年、女性で83.6年となっています（平成30年摂津市）。この差が縮まるよう、健康寿命をさらに伸ばしていくことが、今後の施策展開に求められています。各種健診の受診勧奨を推進するとともに、疾病の予防や健康づくりを進めていきます。

また、特に要介護状態や認知症などの原因にもなる生活習慣病についての知識や予防の啓発を行い、健康寿命の延伸を図ります。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
健康寿命の延伸 ※大阪府提供 健康寿命(日常生活動作が自立している期間)	【摂津市】 男性 78.8年 女性 82.9年 【全国】 男性 79.4年 女性 83.7年 平成28年度データ	【摂津市】 男性 79.3年 女性 83.5年 【全国】 男性 79.6年 女性 84.0年 平成29年度データ	【摂津市】 男性 79.3年 女性 83.6年 【全国】 男性 79.8年 女性 84.0年 平成30年度データ	【摂津市】 男性 80.3年 女性 84.6年 【全国】 男性 一年 女性 一年 令和3年度データ
介護度別の平均年齢	要支援1 80.8歳 要支援2 80.9歳 要介護1 82.5歳 要介護2 82.2歳 要介護3 82.9歳 要介護4 84.2歳 要介護5 84.3歳	要支援1 80.7歳 要支援2 80.9歳 要介護1 82.3歳 要介護2 83.1歳 要介護3 82.9歳 要介護4 84.3歳 要介護5 84.4歳	要支援1 80.8歳 要支援2 80.6歳 要介護1 82.4歳 要介護2 82.4歳 要介護3 82.6歳 要介護4 83.6歳 要介護5 83.4歳	要支援1 80.7歳 要支援2 80.9歳 要介護1 82.3歳 要介護2 83.1歳 要介護3 82.9歳 要介護4 84.3歳 要介護5 84.4歳

【主な取組】

① 生活習慣病予防の推進

高血圧や糖尿病などの生活習慣病が要因である脳血管疾患や心疾患等は、要介護状態や認知症の原因となります。生活習慣病の予防に取り組むことは介護予防のために重要です。

住民を対象とした市民公開講座に加え、地域での高齢者を対象とした講話などを通して、生活習慣病予防の啓発を行います。

② 歯と口の健康の推進

口腔機能は、咀嚼、嚥下、発音、唾液の分泌などに関わり、食べることや、コミュニケーションに重要な役割を果たします。口腔機能が低下すると誤嚥性肺炎を起こしやすく重篤な状態に陥ることもあります。また、人との交流にも影響を及ぼし、社会とのつながりが徐々に薄れ閉じこもりになることも想定されます。また、歯と口の健康は、生活習慣病等、全身の健康とも深く関係しています。歯と口の健康に対する関心を高めるため、オーラルフレイル予防などを含めた啓発を行います。

<コラム> オーラルフレイルって何？

オーラルフレイルとは、嚙んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを指し、早期の重要な老化のサインとされています。嚙む力や舌の動きの悪化が食生活に支障を及ぼしたり、滑舌が悪くなることで人や社会との関わりを減少を招いたりすることから、全体的なフレイル進行の前兆となり、深い関係性が指摘されています。

★パタカラ体操（目安：5秒間で30回）

パ・タ・カ・ラのそれぞれの音節を、なるべく早くハッキリと繰り返して言ってみましょう。

★嚥下テスト（目安：30秒間で3回）

口を湿らせ、生唾を飲み込む回数をチェックします。飲み込む回数が3回以下の場合、誤嚥性肺炎のリスクが高まると言われています。

（日本歯科医師会ホームページより）

③ 特定健康診査*・後期高齢者医療健康診査、各種がん検診の推進

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査では、高血圧症や脂質異常、糖尿病やメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の早期把握を行い、特定健康診査では、健診結果に基づいた特定保健指導を実施しています。一人ひとりにあった個別支援プランを保健師と一緒に考え、実行できるようにサポートし、生活習慣の改善を図り重症化や慢性腎臓病の予防を図っています。

がん検診においては、検診機会を増やすことや、特定健診と同時に受けることができる場所を増やす等の利便性向上を図るとともに、検診の意義などについて周知・啓発を行い、受診率向上を図ります。

④ 予防接種

市内の協力医療機関において、高齢者がインフルエンザ及び肺炎にかかることや、かかっても重症となることを防ぐため、インフルエンザ及び肺炎球菌のワクチン接種を実施します。

2 住み慣れた地域で、安心して生活ができるまちづくり

本市においては、平成29年3月末日の高齢者数は21,425人でしたが、令和2年3月末には22,199人となっています。第8期においては、特に、後期高齢者数が増加すると見込まれ、さらに、単身世帯も増加すると予想されます。高齢者が安心・安全に生活できるような福祉サービス等、さまざまな支援体制の整備を実施します。

（1）ひとり暮らし高齢者等への支援

本市における第7期策定前（平成29年9月末）の65歳以上単身世帯数は6,195人（住民基本台帳）でしたが、第8期策定前（令和2年9月末）の65歳以上単身世帯数は6,913人でした。今後もひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加すると考えられ、その支援や見守り体制の充実が必要です。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
ひとり暮らし登録者数	1,450人	1,350人	1,360人	1,365人
ライフサポーター* 見守りの訪問回数	8,353回	9,178回	7,500回	7,618回
緊急通報装置の利用者数	113人	111人	113人	153人

【主な取組】

① 高齢者の実態の把握

本市では、平成28年11月より、社会福祉協議会の職員（ライフサポーター）による75歳以上高齢者訪問を実施し、75歳以上高齢者の状況把握に努めてきましたが、対象者の訪問が一定完了したことから、令和2年度より75歳を迎えられた方を対象とする状況把握に努めています。また、生活機能が75歳を境に急速に低下すると言われていることから、介護予防普及啓発や必要と思われる情報提供も併せて行っています。第8期においても引き続き、高齢者の実態把握に努めるとともに、本人にとって有意義な情報を提供して、今後の施策につなげていきます。

② 見守り体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政や地域住民、民間事業者との連携による見守り体制の構築が必要になります。また本市では、布亀株式会社と高齢者の見守り活動の実施にあたり協定を締結しており、見守り活動を実

施しております。「高齢者の閉じこもり・孤立死防止」、「認知症高齢者支援の推進」、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の見守りサービスの確保」という3つの観点から、本来必要な人にサービスが届いているか、利用者の状況を再確認しながら、引き続き見守り体制の充実に努めます。

■ ライフサポーター事業（高齢者見守り訪問・支援）

「ひとり暮らしの登録」や「高齢者のみ世帯の登録」をされた方に対して、ライフサポーターが訪問し、安否や現状の確認を行っています。

訪問時には、ご相談を受け、またご本人の現状から見て必要と思われる支援機関と連携を図るほか、閉じこもり防止の観点から「つどい場」等の地域活動への参加を促すなど、今後も取組を進めます。

<コラム>あなたのそばに…ライフサポーター

民生委員・児童委員*を通じて「ひとり暮らしの登録」をされた高齢者、市や社会福祉協議会を通じて「高齢者のみ世帯の登録」をされた高齢者を対象として、ライフサポーターは、見守り訪問を行うとともに、火災や救急などの時に的確な救護活動を受けていただけるよう消防指令システムへの登録を行っています。

さらに、75歳到達者を対象とする訪問も行っており、心身状況及び緊急連絡先の把握、介護予防及び相談先の周知などに努めています。



■ 愛の一声訪問事業（乳酸菌飲料の配布）

ひとり暮らしの登録をされた方で見守りが必要な高齢者に対し、週に1回、乳酸菌飲料を配布し、高齢者ご本人の様子を確認するなど、見守りの充実に努めています。また、取り残しがある場合は、速やかに状況確認を行っています。ひとり暮らしの高齢者が在宅生活を続けられるよう、安心感の確保と安否の確認を図るため、今後も引き続き実施します。

■ 緊急通報装置の設置

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしで重篤な疾病等のため常に緊急の事態が生じるおそれのある方に対し、家の中での突然の病気や事故の時に、ペンダントのボタンを押すと係員がかけつけ対処する緊急通報装置を設置しています。

今後も、在宅生活の安全・安心の確保のために、設置を行っていきます。また固定電話を用いない緊急通報装置の設置についても検討します。

■ 救急医療情報キット等の配布

65 歳以上の高齢者を対象に病歴や主治医、緊急連絡先などを記入した用紙を入れる救急医療情報キットの配布を行っています。また、お出かけ時にはお財布等に入れて持ち運べる、救急医療情報シート携帯版の配布も行っています。

家の中だけでなく、お出かけ時の万が一にも備えることで、高齢者に安心感を持っていただくことができると考え、今後も引き続き実施します。

■ ふれあい収集

日常生活において介助又は介護が必要で、家庭ごみを排出場所まで出すことが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、職員による玄関先でのごみ回収を行っています。今後も希望者には声かけを行い、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を実施していきます。

■ 配食サービス

食事づくりが困難な高齢者に、昼食は社会福祉協議会に委託、夕食は日常生活圏域に1か所ずつ、特別養護老人ホームに委託して配食をしています。また必要に応じて栄養士による栄養指導も行っています。

高齢者の自立支援だけでなく、栄養面や安否確認の目的もあることから、今後も引き続き実施します。

③ 地域のつながりの強化（高齢者の閉じこもり・孤立死防止）

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が増加する一方、少子化・核家族化の進展等に伴い、家族の機能が低下し、また隣近所との人間関係のつながりが弱くなってきています。このようなことから、家族や地域社会から孤立して生活する高齢者が増え、その結果、高齢者の孤立死などが生じています。

本市においては、現在、自治連合会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会と本市とで「つながりのまち摂津」連絡会議を設置し、地域コミュニティへの参加を呼びかけるなど、地域のつながりの強化を図っていますが、地域の見守り体制の拡充や専門職との連携・協力体制づくりに取り組むなど、より一層、積極的な対応が必要とされています。

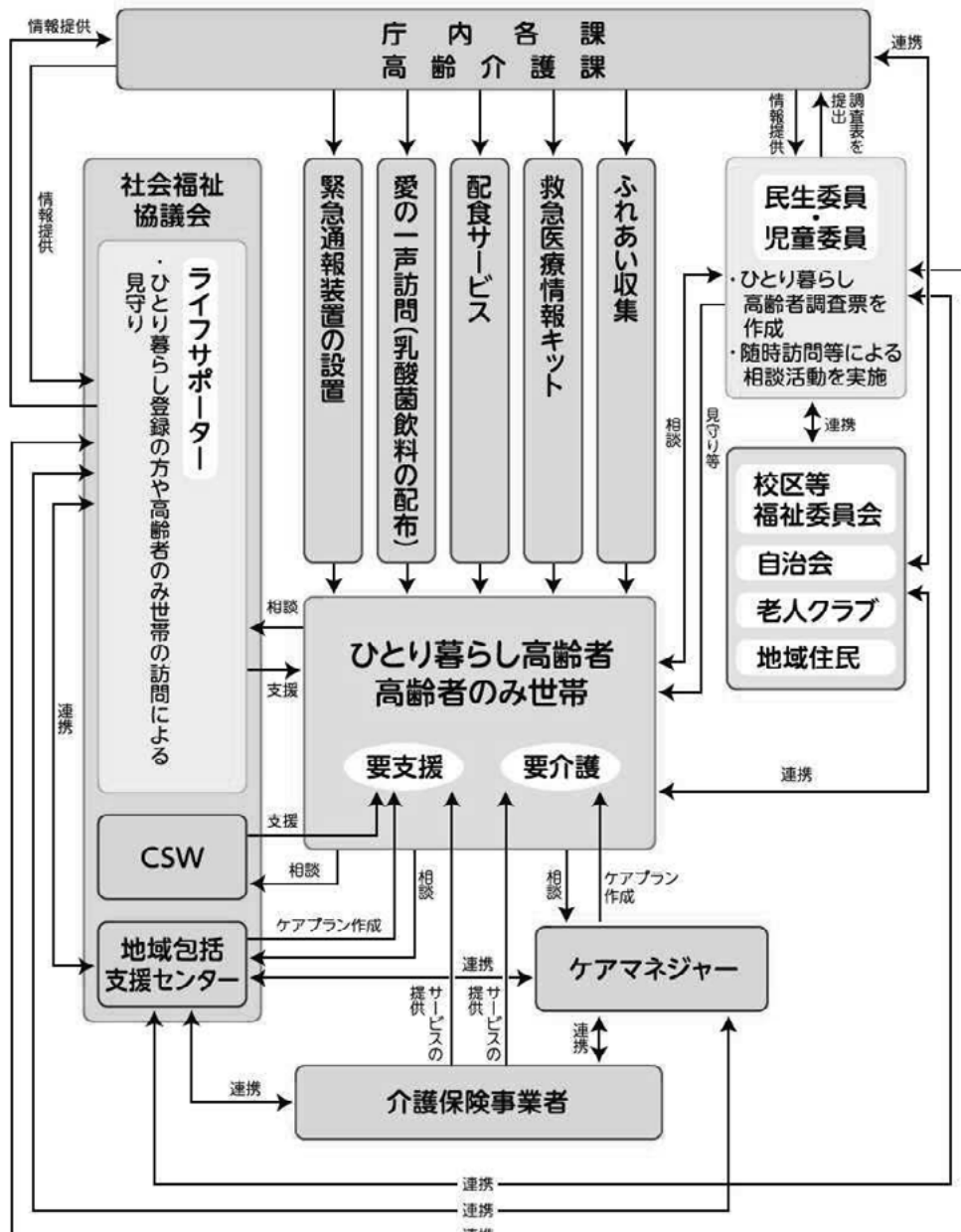
また、行政内部では「摂津市安否確認ネットワーク会議*」をはじめさまざまなネットワークを構築し、各関係機関の連携促進に取り組んでいます。今後も、身近に集える場の提供に努め、閉じこもり防止を図るとともに、住民団体や地域と連携のもと地域の見守りを行いながら、生活支援に努めます。

④ 多様な生活支援サービスの確保

さまざまな課題を抱える高齢者が、孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護保険などのフォーマルサービスに加え、家族や近隣、地域社会の人をはじめ、NPO*やボランティアなどが行う「見守り・声かけ訪問」「相談」「つどい場」などのインフォーマルサービス*を、適切な圏域において提供することが必要です。こうしたインフォーマルサービスを組み合わせながら、高齢者の閉じこもりや孤立死の防止に努めます。

また、インフォーマルサービスは、地域住民の幅広い互助活動による柔軟な支援が求められており、社会福祉協議会等と連携し、住民が気軽にかつ継続的に参加できるボランティア活動の仕組みの構築や、NPO・ボランティアなどとの積極的な協働に取り組み、高齢者の生活を支援します。

■ 高齢者の見守りに関する取組



（２）生活支援サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するにあたっては、高齢者の日常生活への支援が重要となってきます。今後、必要な福祉サービスを充実させるとともに、新たなサービスを検討していきます。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
高齢福祉サービスの利用率（高齢福祉サービス実利用者数÷高齢者数）	—	—	11.1%	11.4%

【主な取組】

① 日常生活の支援

高齢者の在宅生活を支援するにあたっては、高齢者自身への支援のみでなく、家族介護者への支援も重要となってきます。家族介護者に対して、介護保険サービスや高齢者福祉サービスによる支援を継続していきます。

■ 日常生活支援ショートステイ・ナイトケア

介護者の入院や冠婚葬祭等のやむを得ない理由により家庭で介護できない場合や、夜間の介護が困難な場合などに、一時的に施設で介護をします。

認知症などの要介護者の在宅生活を支えるうえで必要不可欠な事業となっており、今後も介護保険制度によるサービスを補完する事業として、引き続き実施します。

■ 日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器・布団乾燥機）の給付

認知症高齢者や心身機能の低下により防火等の配慮が必要な高齢者に対して、電磁調理器・火災警報器・自動消火器・布団乾燥機を給付しています。

ひとり暮らしや認知症高齢者等の失火防止を図り、安心を確保するために、今後も引き続き実施します。

■ 福祉電話の貸与

低所得の常時介護が必要な方やひとり暮らしの方の連絡手段を確保するために、市の加入電話を貸与しています。

低所得の高齢者の連絡手段を確保するため、今後も引き続き実施します。

■ 高齢者移送サービス

ひとりで外出することが困難で車いすを利用する高齢者が通院等で外出する際に、福祉車両で移送するサービスを行っています。

現在、4台の車いす仕様の福祉車両を使用して運用していますが、通院等で移送サービスを利用される方のニーズは多く、引き続き実施します。

■ 高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成

65歳以上のひとり暮らし世帯、又は65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成されている世帯に対し、家賃の一部を助成しています（世帯の収入制限あり）。高齢者の住まいの確保を支援するため、引き続き実施します。

■ 配食サービス【再掲】（P54）

（3）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進

総合事業では、住み慣れた地域で、できる限り健康で自立した生活を送れるよう、多様な社会資源や多様な主体を活用した生活支援サービスを総合的に提供しています。

要介護認定を受けている方の中でも、要支援者については、掃除や買い物などの生活行為は自立している方が多く、従来の支援する側とされる側という画一的な関係性を見直し、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるような体制を推進します。体制づくりには、NPOやボランティアなどの多様な主体によるさまざまなサービスが提供され、地域全体で介護予防と生活を支え、効率的に、より効果的な支援を行うことを目指しています。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
訪問型サービスAの 利用者実人数	2人	3人	2人	15人
元気リハビリ教室(短期集中 リハビリテーション)の 利用者実人数(再掲)	37人	32人	42人	73人

【主な取組】

① 一般介護予防事業の普及啓発

地域の実情に応じた介護予防事業が進められている中、高齢者の介護予防と生活機能の改善をめざし、介護予防の普及啓発や日常動作の向上、役割がある形での社会参加や生きがいづくりなど、継続的かつ効果的な介護予防につなげていきます。

- 高齢者が、気軽に、継続できるよう、自主グループの育成などを引き続き行いながら、地域に根づいた介護予防活動の普及を図ります。
- 誰もが気軽に通うことができる高齢者の「通いの場」を推進していきます。(P48)
- あわせて本人の意向や身体的な状況により、通いの場に参加しない、あるいは参加できない高齢者、介護サービス未利用者についても、今後も何らかの支援を要する人を把握し、必要な支援につなげていきます。

② 介護予防・生活支援サービス

多様な生活支援ニーズに応えるため、介護保険における介護予防サービスの訪問介護や通所介護と同様のサービスに加えて、NPO法人や民間事業者、ボランティアを含めた多様な担い手による訪問サービス、通所サービス及びその他の生活支援サービスを提供することとされています。

本市では、訪問型サービスAと元気リハビリ教室（短期集中リハビリテーション）を実施しています。今後も訪問型サービスD（移動支援）など、引き続き住民主体による支援等、多様なサービスについて、地域の状況を見て実施を検討していきます。

■ 訪問型サービスA

市が指定した摂津市訪問型サービスA従事者（訪問生活支援員）養成研修の修了者、または同等の資格を有した者が、訪問介護サービスより安価で、身体介助を含まない生活援助を行っています。

例）掃除、洗濯、一般的な調理、薬の受け取り、買い物など

■ 元気リハビリ教室（短期集中リハビリテーション）

保健センターが実施する3か月・6か月の短期集中リハビリテーションサービス。日常生活における動作を専門職（理学療法士・作業療法士）がアセスメントし、個別のプログラムでリハビリを行っています。

（4）家族介護者への支援

高齢者の在宅生活を支援するにあたっては、高齢者自身への支援のみでなく、同居する家族介護者への支援も重要となってきます。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
家族や親族の中で、調査対象者の介護を理由に、過去1年の間に仕事を辞めたり転職したりした人がいるという割合 (在宅介護実態調査)	—	11.8% (令和2年1月)	—	10.0%

【主な取組】

① 家族介護者への支援

家族介護者に対しては、介護保険サービスや高齢者福祉サービスによる支援に加え、老人介護者（家族）の会が実施する電話相談や、高齢者本人・介護者・介護保険事業者の方など、誰でも参加可能な交流カフェである楽々カフェなどをすすめ、家族介護者が自身の不安や悩みなどを相談できる体制を支援・充実していきます。

また、介護者に対して、介護に関する必要な情報が提供できるよう、その手段についても検討を行っていきます。

介護保険サービスとしては、介護保険サービス事業者や関係組織などと連携しながら、引き続き緊急時にも安心してサービスを利用できる体制の整備を図ります。

■ 家族介護用品（紙おむつ等）の給付

要介護3以上の方（所得制限あり）及び、要介護2以下や介護認定を受けていない市民税非課税世帯の方で、紙おむつ等が必要な方に対して家族介護用品給付券を交付しており、国の方針をふまえ、対象者についての見直しを図っていきます。

② 介護離職防止の取組

働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐため、必要な介護サービスの確保とともに、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ります。

（5）高齢者の権利擁護の浸透

判断能力が不十分で意思決定が困難な高齢者の権利擁護を目的に、成年後見制度*の周知と利用促進を図ります。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
成年後見制度市長申立件数	4件	6件	5件	必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する
成年後見制度報酬助成の件数	2件	1件	4件	必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する
権利擁護研修の開催回数	2回	2回	1回	2回

【主な取組】

① 成年後見制度の利用促進

地域包括支援センターを中心に、成年後見制度等に関する相談や情報提供、また、成年後見制度利用のための支援を行い、制度の利用促進を図ります。

成年後見制度を利用したくても親族や専門職後見人の利用ができない方のために、大阪府と連携して、市民後見人を確保できる体制の整備や活動の推進に努めます。

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業*についても今後も連携をとり、高齢者の権利擁護に取り組みます。

認知症などの理由により判断能力が十分ではない人を早期に把握し、適切に支援できるように地域連携ネットワークの構築を図るため、中核機関の設置を検討します。

② 高齢者虐待防止の取組の推進

高齢者虐待は認知症や日常生活自立度の低下などにより介護負担が増し、養護者（介護者）が追いつめられたり、適切な介護の方法がわからないために、不適切な対応となり、結果として虐待へと発展してしまいうこともあります。平成18年に施行された「高齢者虐待防止法」を受け、本市では平成19年2月に「摂津市高齢者虐待防止ネットワーク」を設立しました。平成21年度にはひとり暮らし高齢者などの安否確認や認知症高齢者や家族への支援、介護予防事業の推進など、地域のさまざまな課題への対応も含めた「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」として再編しましたが、平成30年度に地域ケア会議と切り分け、再度「摂津市高齢者虐待防止ネットワーク会議」としました。今後も高齢者虐待の防止に向け、高齢者虐待や認知症についての周知を図り、早期発見・早期対応に努めます。地域包括支援センターを中心に、最初に虐待に気づきやすいケアマネジャー*との連携を図り、虐待防止に努めます。また高齢者虐待防止パンフレットの配布や虐待防止に関する講演会の開催等を通じて、高齢者虐待防止について、今後も広く市民に呼びかけます。

市内の養介護施設従事者に向け、高齢者の権利擁護研修会を開催し、介護施設での高齢者の権利擁護を推進します。

高齢者虐待については、24時間体制の対応をしており、その周知についても引き続き進めていきます。

■ 高齢者の権利擁護に向けた取組

高齢者の介護に携わるすべての人が、「人権」について認識し、高齢者の尊厳ある暮らしを提供する施設・事業所づくりに努められるよう、機会をとらえ取り組むことが必要です。

本市では、平成26年度より、介護保険事業者連絡会の協力を得て、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）の他、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の従事者を対象に、学識経験者を講師に招き、施設従事者を対象とした研修会を開催しています。その中で、施設等における身体拘束ゼロに向けた取組として、「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」を活用し、「尊厳ある暮らしを支えるケア」「利用者本位」「自己決定」「自立支援」「思いや要望を代弁する仕組み」などの観点から介護の質の向上を目指す取組を施設・事業所に求めています。

③ 人権・権利擁護の推進

判断能力が十分でない認知症高齢者等は、必要なサービスを自ら選択し、契約することが困難な場合があります。このため、必要な介護サービスを受けることができなかったり、近年では消費者被害にあう例が増えており、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進する必要があります。

ひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、成年後見制度、日常生活自立支援事業に関する本人や家族からの相談件数が増加しています。今後も必要な方の利用が進むよう、

成年後見制度や日常生活自立支援事業についての情報を広く市民に周知するとともに、高齢者の人権について知識を深めるためのPRを行います。

また、高齢者の人権を守るため、高齢者虐待や高齢者の消費者被害などの相談から権利を守る必要性を確認し、対応を図るとともに、早期発見・早期対応ができるよう、地域住民や関係機関との連携を含めた体制の整備を今後も継続して行います。

■ 消費者被害の防止

悪質な訪問販売や振り込め詐欺、高額な住宅リフォームを契約させられるなど、悪質商法などの被害にあう高齢者が増えています。特に、ひとり暮らしで周囲に相談できる人がいない方、認知症などで判断能力が十分でない方が対象になることが多くみられます。

本市では、特殊詐欺被害防止の自動通話録音装置の貸与をしており、今後も消費生活相談ルームとの連携や成年後見制度の利用にあわせ、地域での見守りや、訪問系サービス事業者などとの連携のもと、早期発見・早期対応に努めます。

また、高齢者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会の設置を検討します。

■ 個人情報の適切な利用

高齢者の権利擁護の取組を進めるためには、必要な情報を適切に把握し、関係する機関が共有しておくことが重要となっています。

情報収集及び提供については、摂津市個人情報保護条例を遵守し、適切な個人情報の利用に努めます。



権利擁護研修

（6）災害や感染症対策に係る体制準備

日本は、自然災害大国であり、本市においても、水害を始めとする災害が想定されます。高齢者には、自力で避難ができない方々も多く、避難には家族などによる支援が必要な場合が少なくありません。ひとり暮らしの高齢者や、親族による支援が受けられない人が増えているなか、迅速な避難を行うためには、地域住民による支援が重要です。

また、新型コロナウイルス感染症*の世界的な拡大により、人類規模での感染症対策が喫緊の課題とされています。わが国においても緊急事態宣言が発令されるなど、さまざまな感染症対応がとられており、新型コロナウイルス感染症を予防するための「新しい生活様式」を日常生活に取り入れて実践していく必要があります。

【指標】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 5 年度 (目標年度)
災害時要援護者支援制度の 地域支援組織数	55 自治会	56 自治会	58 自治会	64 自治会

【主な取組】

① 災害時要援護者支援の推進

ひとり暮らし登録をしている高齢者や重度要介護者などを対象とする「災害時要援護者台帳」を作成し、災害時に自力での避難が難しい方が迅速に避難できるよう情報の整備に努めています。

今後も、災害時要援護者台帳についての周知を行うとともに、地域支援組織への情報提供に同意していただく同意要援護者と、同意要援護者名簿の提供を受け、助け合い活動を行っていただく地域支援組織の更なる拡大に努めます。

本市では現在、市内7つの社会福祉法人と福祉避難所*の設置運営に関する協定を締結しています。福祉避難所は、災害などが発生した際、必要に応じて二次的に開設し、高齢者や障害者等で、通常の避難所では避難生活が困難な方を受け入れ、避難生活を支援する施設です。協定に基づき、関係機関との連携を深め、市民が安全・安心に生活ができる体制の整備に努めていきます。

また、介護保険事業者実地指導においては、要援護者等の避難に配慮する災害時の対応マニュアルの作成及び周知・徹底について、今後も継続して助言・確認を行っていきます。

② 感染症対応について

本市においても、市民の人権を守りながら、安全で安心な暮らしを続けていくことができるように支援を推進していくことが必要なことから、「摂津市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症などに関する的確な情報提供等を実施していきます。

3 地域包括ケア体制が確立しているまちづくり

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で「住まい」「医療」「介護」「保健・介護予防」「生活支援」のサービスを包括的に受けられるシステムです。地域包括ケアシステムの構築に向け、平成 27 年度改正の介護保険法では、総合事業のほか、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業を進めてきました。第 7 期ではこれらの事業と連携を行うとともに、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの周知や地域ケア会議の充実に努めてきました。

今後高齢化が一層進む中で、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、地域共生社会の中核として地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり等に取り組みます。

(1) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターでは、相談件数や困難事例対応などが増加しています。また、地域ケア会議の効果的な実施や多職種の協働、ケアマネジメント支援の充実に努めることや介護者家族を含めた複雑化・複合化した事例に対し「断らない相談」が求められています。このような地域住民の支援ニーズに対応するため、日常生活圏域ごとに包括的な支援体制を構築できるよう地域包括支援センターの整備を進めます。

三専門職種への研修の機会を充実させ、スキルアップを図るとともに、庁内各課や他機関とも連携を図りながら、問題の解決に努めていきます。

また、地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの運営評価を行い、適正な運営に努めています。

【指標】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 5 年度 (目標年度)
地域包括支援センターについて「知っている」と答えた人の割合（ニーズ調査）	—	19.6% (令和 2 年 1 月)	—	22.5%
地域包括支援センターの 総合相談件数 (複数相談も含む)	992 件	948 件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるように、地域団体などのネットワークを充実し、支援する	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるように、地域団体などのネットワークを充実し、支援する

【主な取組】

① 日常生活圏域に準じた設置

本市では、地域包括支援センターを市内全域に1か所設置し、社会福祉協議会への委託で運営しています。今後、日常生活圏域との整合性に配慮し、既存の地域包括支援センターの運営、また相談件数や地域の支援ニーズの状況をふまえ、サブセンター等の設置を検討します。

② 地域包括支援センターの周知と情報提供

アンケートによると、地域包括支援センターを「まったく知らない」という回答が依然として4割以上という結果になっています。地域（老人クラブ、自治会、民生児童委員協議会）に出向き、一人でも多くの方に地域包括支援センターを認知してもらえよう働きかけを行います。

また、介護をしている家族等を支援する観点から商工会や社会保険労務士と連携し、企業向けに講習や相談会等を実施します。企業向けに介護離職の防止に向けた情報提供を行うことで、地域包括支援センターの認知度を高め、より一層の周知に努めます。

本人、家族・親族、医療機関、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、ライフサポーター・CSWなどからの介護保険サービスや福祉サービス利用の相談のほか、生活上の相談、虐待に関する相談、介護方法に関する相談など多岐にわたる相談に対して、心身の状況や生活の実態、活用できる多様な地域資源の情報や必要な支援を的確に把握し、保健・医療・福祉にかかわる幅広く適切な情報提供に努めます。

③ 地域包括支援センターの評価の実施

地域包括支援センターの運営を支援し、公平・中立性を確保するため「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。今後は、地域包括支援センターの運営について、適切・公平に行われているか等、評価・点検の方法の見直しを行い、地域包括支援センター運営協議会において審議し、より良い運営・活動に向けた取組を行います。

④ 地域包括支援センターの柔軟な相談受付・連携体制の整備

介護をしている家族からの相談に対応できるよう、柔軟な相談受付体制を検討します。また、感染症対策の観点からICT*を活用した相談受付やオンライン会議等の実施による関係機関との連携を行えるよう整備を検討します。

（2）地域ケア会議の推進とあり方の検討

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向けた手段です。

本市では、地域包括支援センターを中心に、個別ケース会議を随時開催するとともに、

中学校区ごとに全体会議を開催しています。平成30年度からは、生活支援が中心である訪問介護を一定の回数以上位置付けたケアプラン*の検証を行う、「ケアマネジメント支援会議」を開催しています。

また、暮らしの応援協議会（協議体）等の新たな会議体が創設されていることから、各会議の役割や、効果的な連携のあり方を検討します。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
地域ケア会議のあり方について検討した回数	—	—	—	2回

【主な取組】

① 地域ケア会議のあり方の検討

本市では、平成26年度から、支援を必要とする高齢者に関する情報交換、関係機関のネットワークの構築、地域課題の発見や地域サービスの開発を目的に、地域ケア会議を開始しました。

その後、自立支援・介護予防の観点から実施する地域ケア会議についての考え方が示され、また、本市においても国の制度改正により暮らしの応援協議会（協議体）等の新たな会議体を開始しています。

こうした流れをふまえ、地域ケア会議やその他の会議について、役割や会議間の連携のあり方について整理を行い、関係機関との協議を行います。

② 個別ケース会議の充実

個別ケース会議は、地域包括支援センターが中心となり、専門職と住民がともに情報を共有し、効果的な支援のあり方を検討するために行っています。専門職と住民の連携のため、各介護支援専門員が事例の提供を行えるよう、地域包括支援センターからアプローチを行い、会議の充実に努めます。

（3）在宅医療・介護連携の推進

団塊の世代が75歳以上高齢者になる令和7（2025）年、在宅で医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加します。年齢を重ねるにつれて医療や介護を必要とする割合は高くなることから、医療と介護の連携が必要となる場面は、今後ますます増加します。住み慣れたまちで、人生の最期まで自分の希望する暮らしを続けられるよう、引き続き、医療と介護の連携体制の構築が求められます。医療と介護を一体的に提供できるよう、医療と介護の連携を推進します。

また、ひとり暮らしの高齢者が増加するにつれて、同居していない親族や医療介護関係

者と、医療や療養について話し合う必要性は高まります。市民一人ひとりが、元気な間から自らの望む医療や療養について考え、家族や医療介護関係者と話し合えるよう、周知・啓発を行います。

【指標】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 5 年度 (目標年度)
医療介護つながりネットの アクセス件数（月平均） ※市民向けと関係者向けの アクセス件数を掲載	—	市民向け 2,518 件 関係者向け 812 件	市民向け 1,765 件 関係者向け 1,734 件	市民向け 2,500 件 関係者向け 2,000 件
医療介護つながりネットの 登録率	—	46.9%	58.4%	85.0%
多職種連携*研修の開催回数	2 回	2 回	0 回	1 回
人生の最終段階における医療・療 養について「話し合っている」と 答えた人の割合（ニーズ調査）	—	31.6% (令和 2 年 1 月)	—	39.5%

【主な取組】

① 在宅医療の推進

地域においては、高齢化の進展に伴う老人慢性疾患の増加により、病気と共存しながら生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要が高まっています。また、自宅でのターミナルケア*やさまざまな医療ニーズを合わせ持つ重度の要介護者、認知症高齢者などが増加するなど、在宅医療の需要は高まると予想されます。

かかりつけ医や往診医、訪問看護やリハビリテーション、認知症専門医など、地域の医療情報の収集と発信に努めていきます。

また、在宅医療の推進にあたっては、大阪府をはじめ、医師会や、歯科医師会、薬剤師会、介護保険事業者連絡会と連携して進めていきます。

② 医療と介護の連携の推進

疾病を抱えても、住み慣れた地域で、自分の希望する生活を続けられるためには、地域における医療と介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な医療・介護の提供を行うことが必要です。

入院による急性期の治療・リハビリテーションから、退院後の療養へと円滑に移行し、途切れることなく一貫して適切な医療・介護サービスが提供されること、さらには在宅での認知症ケアや緊急時、ターミナルケアへの対応が課題となっています。本市は三島圏域（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）に属しており、三島圏域地域リハビリテーション連絡会（地域包括支援センター幹事会・連絡会）を通じて、医療機関と居宅介護支援事業所等が連絡を図りやすくすることや、かかりつけ医、訪問看護ス

テーション、介護支援専門員、居宅介護事業所等の多職種連携により、退院時カンファレンス等による情報共有・チームケアの推進に取り組んでいます。

さらに、在宅での生活を希望する場合には、その生活を支えるために、医療情報を適切に取り入れた医療サービスを組み合わせたケアプランの作成が重要になります。医学的な知識がますます必要となるため、事例検討や研修を通して、ケアマネジャーの資質向上に取り組めます。

■ 地域の医療・介護の資源の把握

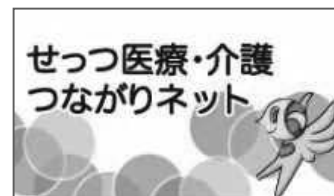
平成26年度に、医師会・歯科医師会・薬剤師会が、かかりつけ医療機関に係るマップを作成し自治会を通じて市民に配布されました。また、平成27年度には摂津市介護資源マップを作成しています。さらに、令和元年10月から、せつつ医療介護つながりネット*を提供しています。今後も資源の把握をし、情報提供をしていきます。

<コラム> 医療・介護つながりネットを活用してみましょう！

市ホームページでは、市内の医療機関や介護事業者を検索できる「せつつ医療・介護つながりネット」を提供しています。

事業者は最新の情報を発信することができ、サービス利用者にも検索しやすい仕組みになっています。

- 介護に関する相談先に検索
- 高齢者のつどい場など活動場所の検索
- 介護事業者の空き情報の検索



■ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

本市においては、「在宅医療・介護連携推進事業企画会議」を開催し、医療職と介護職の抱えるさまざまな課題を抽出し、対応策を検討しています。また、同会議等を活用し、対応策の効果を検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域において、切れ目のない在宅医療と介護が提供される体制の構築のために、必要な取組を検討します。また、大阪府、近隣市とも連携し、切れ目のない提供体制を構築していきます。

■ 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護連携推進事業企画会議を中心に、「医療と介護の連携シート」やお薬

手帳に貼る「せつケアマネ情報シール」を作成し、医師や訪問看護師などの医療職とケアマネジャーなどの介護職との情報共有の支援をしてきました。今後も医療・介護関係者の情報共有が円滑に行われるよう、継続して支援をしていきます。

<コラム> ご存知ですか？ケアマネ情報シール

せつケアマネ情報シール	
事業者名	
担当者名	
電話番号	



介護保険サービスを利用している高齢者のお薬手帳に、「ケアマネジャーの事業者名」「担当者名」「電話番号」を書いたシールを貼る「せつケアマネ情報シール（左記）の取組を行っています。

急な体調不良など、自分で伝えることができないときに、円滑な対応につながり、市民の皆さんの安全・安心な生活につながります。

■ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

平成 30 年度から、摂津市医師会に委託をし、在宅医療や介護の連携に関する相談を受ける「在宅医療・介護連携支援コーディネーター」を配置しています。引き続きコーディネーターを配置し、相談支援を行います。

■ 医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護連携推進事業企画会議を中心に、平成 25 年度以降、在宅医療・介護に関わる多職種が一堂に会する「摂津市在宅医療推進のための地域における多職種連携研修」を実施し、知識の共有化を図るとともに、連携を強化しています。新しい生活様式の中での研修の実施方法について検討し、継続して実施していきます。



多職種連携研修

■ 地域住民への普及啓発

薬剤師会の協力のもとお薬手帳に貼る「せつつケアマネ情報シール」を周知しています。また、エンディングノートの普及や、認知症市民公開講座等において、市民を対象に普及啓発を実施していきます。また、「看取り」に関する講座も検討していきます。

（４）生活支援体制整備の推進

高齢者の日常生活を支援するために、地域住民が共に支えるまちづくりをめざし、生活支援コーディネーター*や「暮らしの応援協議会（協議体）」が中心となり、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワークの構築を進めます。

【指標】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 5 年度 (目標年度)
暮らしの応援協議会開催回数	1 回	2 回	1 回	2 回
生活支援コーディネーターが 支援した延団体数	3 団体	4 団体	6 団体	11 団体

【主な取組】

① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による地域のネットワーク構築

高齢者の多様なニーズに対応し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供を推進することを目的に生活支援コーディネーターを市役所に 1 人、社会福祉協議会に 2 人配置しています。地域ごとのさまざまな資源の発掘や相談活動を通じて、地域のつながりのコーディネートに取り組みます。

また、高齢者を取り巻くさまざまな支援者から、地域資源や活動場所の相談が受けられるように連携を強化し、SNS*などを活用し、地域活動の取組を広く PR します。そして、医療関係者、介護支援専門員など医療・介護の各分野関係者への周知、交流を図ることで、その活動を支援していきます。

② 「暮らしの応援協議会」を活用した情報共有と協働による取組

平成 30 年度に生活支援コーディネーターを組織的に補完する市全域の「地域が元気になるための話し合いの場」として第 1 層協議体が設置されました。この協議体に参加する人が、「話し合いを通じ、高齢者の暮らしを応援したい」との思いから、情報共有や協働する話し合いの場を「暮らしの応援協議会」と名付けました。この生活支援コーディネーターを中心とした多様な関係主体間の定期的な情報共有と連携・協働による資源開発等の取組を推進します。

本市では、移動支援や在宅生活でのちょっとした支援のニーズが高いことから、高齢者を支える多様な主体とともに、新たな仕組みを作ります。



暮らしの応援協議会

③ 高齢者を支える多様な主体による担い手の確保と支援

高齢者の日常生活や介護予防を支えるためには、支援・サービスの担い手として、医療・介護の専門スタッフ、近隣住民からNPO、民間企業などはもちろん、ときには支えられる側が支える側にまわる「支え合い」が欠かせません。令和7（2025）年を見据え、多様な主体による担い手の確保と支援に取り組みます。

④ 地域福祉活動への支援と協働

社会福祉協議会は、地域の住民が安心して住み慣れたまちで生活できるよう、さまざまな活動を行っています。特に高齢者を対象とした「ふれあいサロン」「ふれあいりハサロン」については、おおね小学校区ごとに、校区等福祉委員会を中心に高齢者の住民同士の交流の場となっています。

また、民生委員・児童委員は、ひとり暮らし高齢者の訪問など、地域における身近な相談者としてさまざまな支援を行っています。

老人クラブでは、友愛訪問活動を行うとともに、積極的に交流を深め、高齢者の孤独化を防止しています。

市では、これらの地域活動を支援し、関係機関・各課とともに協働していきます。

⑤ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*の配置

CSWは、市内の地区民生児童委員協議会の会議や校区等福祉委員会が行っているサロン活動等に参加し、地域での課題や市民の困り事を汲み上げ、適切に関係機関につなぐことや、市民のネットワークづくりを行い、地域福祉活動を活性化させる役割を担っています。

現在、CSWは摂津市社会福祉協議会に3人配置されていますが、今後、増加が予想される相談に適切に対応していくため、更なる配置についても検討していきます。

（5）住まいに関する支援

アンケート調査結果によると、前回アンケートと同様に、多くの高齢者は介護が必要になってもできる限り在宅生活の継続を望んでいます。

在宅生活の継続のために「住まい」の確保は不可欠です。しかし、高齢者が新たに「住まい」を探すときには、保証人等のさまざまな問題のため、スムーズに住まいが決まらないことが少なくありません。「住まい」選びの支援のため、今後、入居に問題を抱える要配慮者が適切な支援を受けることのできる体制づくりを進めます。

また、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の、「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅の情報を、速やかに高齢者に伝達できる仕組みを整備していきます。なお、住宅型有料老人ホームから介護付き有料老人ホームへの転換について、運営会社と協議を進めてまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢期における心身機能の変化に対応して、自宅を住みやすく改修することや、高齢者がまちで安全に移動し、快適に行動ができるように、使いやすい施設の整備や移動しやすい歩道の整備など、バリアフリー化を図る必要があります。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
軽費老人ホームの 整備箇所数及び床数	1箇所 46床	1箇所 46床	1箇所 46床	1箇所 46床
養護老人ホームの 整備箇所数及び床数	1箇所 50床	1箇所 50床	1箇所 50床	1箇所 50床
有料老人ホームの 整備箇所数及び床数	6箇所 174床	6箇所 174床	6箇所 174床	7箇所 224床
住宅型サービス付き高齢者向け 住宅の整備箇所数及び床数	7箇所 225床	8箇所 253床	9箇所 285床	10箇所 325床

【主な取組】

① 住まいに関する情報提供

高齢者の住まいの情報提供のために、令和2年度に発行した「高齢者向け住まいのパンフレット」について、今後も情報を更新し、最新の情報を提供します。

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの賃貸住宅についての実態把握・情報提供に努めるとともに、良質なサービスが提供されるよう、大阪府や関係機関、事業者と連携し、入居者が安心して暮らすことができる環境の確保に努めます。

■ 軽費老人ホーム（ケアハウス）・養護老人ホームへの入居

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、原則として60歳以上の方が低額な料金で利用できる、食事の提供等の日常生活を支援するための老人ホームであり、市内に1か所（46室）整備されています。

概ね65歳以上の方で環境上の理由及び経済的理由のため、家庭において養護を受けることが困難な方が入所する養護老人ホームについても、市内に1か所（定員50名）整備されています。また、市内には整備されていませんが、視覚障害をもつ高齢者のための「盲養護老人ホーム」、「特別養護盲老人ホーム」があります。

安心して過ごせる老後の生活の一つとして、現状を維持し、必要な高齢者への入居の支援を引き続き実施します。

■ バリアフリーのまちづくりの促進

身体の機能が低下した場合でも、健康な人と同じように外出し、公共施設の利用、日常的な活動や社会参加活動を行うことができるよう、施設や生活道路等の環境整備に努めます。また、「大阪府福祉のまちづくり条例」に則り、施設建設時等に適切な建築指導を行います。

② 居住支援の推進

少子高齢化が進み、空き家の増加が社会問題化する一方で、家賃の滞納や孤独死、身元保証等の懸念から、ひとり暮らし高齢者が賃貸住宅への入居を拒まれる事例が増加しており、高齢者や低所得者の住宅の確保が課題となってきました。

こうした課題に対して、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の体制を整備するため、居住支援法人の活動を支援するとともに、居住支援協議会*の設置を検討します。

また、建設部局等の関係部局と連携を図りながら、本市の住宅施策に関する「摂津市住宅マスタープラン」や「摂津市空家等対策計画」と連携し、多様なニーズに対応した住宅の支援を進めるとともに、既存住宅の質の向上と利活用の促進に取り組みます。

③ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の適切な確保

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、住まい・医療・介護・保健・介護予防・生活支援が包括的に確保されることが必要不可欠です。

個人において確保する持ち家としての住宅や賃貸住宅に加えて、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者住まいを地域資源の一つとして位置付け、入居者が安心して暮らし続けることができるよう、大阪府と情報の連携を行うとともに、介護サービス相談員の積極的な活用等、質の確保を図ります。

④ 高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成

高齢者の住居を確保するため、低所得の高齢者世帯への家賃助成を今後も引き続き実施していきます。

⑤ 住宅改修の促進

加齢に伴い、身体機能が低下してくると、安全に暮らすための住環境の整備が必要になってきます。住み慣れた自宅で生活を続けていくための段差解消や手すりの設置などの介護保険制度による住宅改修費の支給について、利用の促進を図ります。

また、不必要・不適切な改修を防ぎ、利用者の身体状況に応じた改修を行うために保健センターの作業療法士、理学療法士による事前事後の訪問調査を通じて、適正な実施に努めます。

住宅改修や住宅改造の施工については、近年悪質なりフォーム業者によるトラブルが増えていることから、施工前に必ずケアマネジャーを通じて、市に相談・事前申請を行うこととしており、その周知啓発に努めます。

4 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

高齢化に伴う認知症の人の増加への取組は世界共通の課題となっています。

我が国において、平成 30（2018）年に、認知症の人の数は 500 万人を超え、認知症有病率については、65 歳以上高齢者の約 7 人に 1 人が認知症であると見込まれました。なお、平成 27（2015）年 1 月の「新オレンジプラン」では、令和 7（2025）年には、高齢者人口の約 5 人に 1 人が認知症になると見込まれています。

認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日認知症施策推進関係閣僚会議決定）では「認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる」という意味の『共生』と、「認知症にならない」という意味ではなく「認知症になるのを遅らせる」「進行を緩やかにする」という意味の『予防』が車の両輪として示されています。

国のコンセプトや指標をもとに、本市での認知症施策を展開していきます。

（1）認知症の人との共生

認知症は誰もがなりうるものであり、認知症の人や家族が、安心して生活を送ることができるよう、認知症への理解を社会全体で深めていく必要があります。国の提唱をふまえ、本市においても『共生』と『予防』を両輪として、認知症の人及び家族が希望を持って日常生活を過ごせるよう施策を推進します。

【指標】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 （見込み）	令和 5 年度 （目標年度）
認知症サポーター養成講座の 受講者数	198 人	266 人	100 人	200 人
認知症サポーター養成講座の 講座開催場所数と 開催回数	8 箇所 11 回	8 箇所 13 回	4 箇所 7 回	10 箇所 12 回

【主な取組】

① 認知症地域支援推進員によるネットワークづくり

認知症の人や家族などへの支援業務や支援機関へ助言を行うとともに、市内の医療機関や介護保険事業所等関係機関との連携を図るなど、地域における支援体制の強化を行う認知症地域支援推進員を平成 30 年度より配置しています。

また、認知症地域支援推進員は、認知症の人や家族などが地域の住民の方と気軽に交流することができる「認知症カフェ」の側面支援や、適切なサービスが提供されるよう研修会の実施、普及を通じたネットワークづくりなどを行います。

② 認知症サポーター養成講座の継続的な実施

「認知症サポーター養成講座」は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、市民の手によって認知症になっても安心して暮らせるまちをつかっていくことを目的に開催しています。しかし、アンケート結果によると、認知症サポーター養成講座を受講したことがある方は3.8%であり、より多くの方に受講していただくよう周知していくことが必要です。

今後も、地域や職域・学校などと協働しながら、「認知症サポーター」の養成に努めるとともに、認知症サポーターの活躍の場づくりを進めます。また、本市職員についても「認知症サポーター」になれるよう、全職員対象に養成講座を実施していきます。

③ 認知症の人や家族への支援に向けた周知・啓発

認知症になった方や家族が、どこに相談すればいいのか、どのような支援が受けられるのかなどが分かる社会資源情報「認知症ケアパス*」を活用し、市民への情報発信を行います。また、その情報については、適宜、広報やホームページ、イベントでのリーフレット配布など、さまざまな方法で周知を図ります。



認知症ケアパス

④ 認知症支援活動の推進

本市では、平成22年度から、介護保険事業者、老人介護者（家族）の会、認知症支援ボランティア、大阪人間科学大学、社会福祉協議会、地域包括支援センター、本市高齢介護課で構成される認知症支援プロジェクトチームが発足しています。このプロジェクトチームは、認知症の人や家族へのさまざまな支援活動を企画しています。今後も引き続き認知症支援プロジェクトチームを支援し、認知症の人や家族への支援などの企画を行っていきます。

■ RUN 伴（ラントモ）

本市では平成29年度から始まり、「認知症の人と一緒に、誰もが暮らしやすい地域を創る」をテーマに認知症の人や家族・支援者・一般の人などが、認知症の支援を示すオレンジ色のTシャツを着て、リレーでタスキをつなぎながら、ゴールを目指すイベントです。北は北海道から南は沖縄まで、日本各地をリレーしています。



⑤ 安心して暮らせるまちづくりの推進

認知症の人に適切な支援や対応を行うことができるよう、地域のかかりつけ医や認知症サポート医、歯科医、薬剤師、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどとの連携を図り、認知症の人や家族を支援します。

認知症の人を家族だけで見守ることは困難な状況であり、とくにひとり歩き（徘徊）から行方不明になることや不慮の事故を未然に防ぐ必要があります。地域住民の方が認知症を正しく理解し、地域全体での見守りや声かけを増やしていくことが、安心して暮らすための鍵となります。今後は、「ひとり歩き（徘徊）声かけ模擬訓練*」や「サポーター養成講座」を地域と認知症プロジェクトチームが協働しながら行い、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

（2）認知症の予防・早期対応

本市では平成29年度市民からの要望により、保健センターやエーザイ株式会社の協力のもと認知症予防体操（せつつはつらつ脳トレ体操）を考案しました。平成30年度には、認知症の早期発見・早期支援を目的に認知症初期集中支援チームを設置しました。認知症予防に取り組みやすい地域の環境づくり、早期に相談機関につながるサポート体制の構築を進めています。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
認知症初期集中支援チームへの 相談件数	14件	13件	5件	15件
認知症初期集中支援チームの介 入後、医療・介護に繋がった件数	11件	12件	4件	13件

【主な取組】

① 認知症予防の充実

認知症は、年齢が進むにつれて発症のリスクが高まると言われています。しかし、近年、生活習慣の改善やフレイル予防により、認知症の予防や発症を遅らせることが可能であるということがわかってきました。

今後も、健康づくり活動と認知症予防の重要性について周知を行うとともに、脳トレリーダー養成講座を実施し、本市オリジナルで作成した認知症予防体操『せつつはつらつ脳トレ体操』の普及に努めます。

② 認知症初期集中支援チームによる対応

認知症初期集中支援チームとは認知症やその疑いのある人、あるいは家族を訪問し、

初期の支援を包括的、集中的（6か月間）支援を行うチームです。本市においては、医療系、福祉系の専門職と専門医をチーム員として設置し、家族、医療機関や支援機関からの連絡を受けて対応しています。

（3）認知症の人や家族への支援

認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気です。認知症になっても、本人や家族の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、支援していきます。

【指標】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 5 年度 (目標年度)
認知症高齢者等ひとり歩き (徘徊) SOS ネットワークの 登録者数と協力事業者数	登録者 105 人 協力事業者 93 者	登録者 108 人 協力事業者 94 者	登録者 100 人 協力事業者 100 者	登録者 105 人 協力事業者 103 者
認知症に関する相談窓口の 認知度（ニーズ調査）	—	18.1% (令和 2 年 1 月)	—	20.0%

【主な取組】

① 認知症高齢者等ひとり歩き（徘徊）SOSネットワークの充実・他機関との連携

平成 25 年度より、認知症の人の行方不明問題に対応するため、「認知症高齢者等ひとり歩き（徘徊）SOSネットワーク」を開始しました。本制度は、認知症の人が行方不明になった際、協力事業者にその旨を連絡し、業務内の可能な範囲で発見にご協力をいただく制度となっています。今後も本制度を活用し、地域全体で見守りを行います。また、制度の周知を行い、ひとり歩き（徘徊）がおこる可能性のある高齢者を事前登録により把握すると同時に、協力事業者を増やしていくことで、地域による見守り体制を充実していきます。

また、大阪府の実施する「大阪府認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携」を活用し、必要に応じて広域での搜索を要請します。

さらに、大阪府や大阪府警からの保護事案等の情報提供を受け、介護保険サービスや医療につなぐなど、行方不明の防止を図ります。

② 認知症初期集中支援チームによる対応【再掲】(P76)

③ 認知症の人や家族の居場所づくりの推進

地域包括支援センター等を中心に、認知症の人や家族が気軽に相談できる窓口を整備し、引き続き市民に広く周知します。

介護による身体的・心理的負担がとりわけ大きい認知症の人の家族に対して、介護者同士の交流会や介護者教室の開催等の支援を行います。

「認知症施策推進大綱」では「全市町村で本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を整備」することが掲げられています。本市で現在活動中の認知症支援ボランティア活動グループや認知症サポーター修了生と、認知症の人や家族、介護者の支援ニーズを結びつける仕組みづくりを担う「チームオレンジコーディネーター」の配置を検討していきます。

■ 認知症カフェ

認知症の人が集える地域の場所として、気軽に参加できるカフェです。認知症の方だけではなく、介護者や介護保険事業者など誰でも参加が可能で、お茶を飲みながら交流ができる場所です。本市では楽々カフェ、庵カフェ、きりんカフェ、オレンジカフェ、つどいの場 ほほえみ喫茶があり、引き続き活動の支援と周知を進めていきます。

■ 楽々カフェ【再掲】(P49)

<コラム>

「認知症支援プロジェクトチームのご紹介」

令和2年9月28日、市役所庁舎内で認知症支援プロジェクトチームによる「ひとり歩き（徘徊）声かけ模擬訓練」が行われました。

声かけ役が、認知症で徘徊する高齢者役に声をかけ、その対応を振り返りながら、地域での見守りや支え合いについて考えました。



【参加者の声】

- 声かけをしてもらい、安心する気持ちと不安な気持ちを同時に感じ、当事者の方の気持ちに寄り添えた。
- 訓練途中から「この方を安心させたい」という気持ちで対応を行った。

5 介護が必要になっても暮らせるまちづくり

（1）介護保険制度の適正・円滑な運営

介護サービスは、利用の増加に伴い保険給付費も年々増加を続けています。サービス利用が拡大していくなかで持続可能な制度とするためには、サービスを必要とする利用者を適正に認定したうえで、必要とするサービスを適切に提供するよう促すことが必要となります。引き続き、介護給付適正化に取り組むとともに、介護保険事業者への助言指導に努めます。

【指標】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 5 年度 (目標年度)
実地指導回数	7 回	8 回	0 回	8 回
情報紙「てきせいか定期便*」 の発行回数	1 回	7 回	8 回	7 回

【主な取組】

① 介護保険制度の普及啓発

利用者や家族のニーズの把握と適切な情報提供が課題となっており、今後も利用者や家族にわかりやすく適切な情報を伝える方策を検討し、介護保険事業者やボランティアなどとの協働で、介護サービスに関する啓発活動を実施します。

国は、11月11日を「介護の日」としており、本市においても、介護に関することについて普及・啓発を行うため、介護の日記念イベントを開催しています。こうした機会をとらえ、介護に関する知識の普及・啓発を行っていきます。

② 事業者の指導

指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者等に対して、集団指導や実地指導等を実施することにより適宜助言を行い、適正な運営を促し、サービスの質の向上につなげていきます。

③ 介護給付適正化

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにつながります。また、適切な介護サービスの利用は介護保険制度への信頼感を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度の構築に資するものです。

大阪府において令和3年3月に策定された「第5期大阪府介護給付適正化計画」との整合性を図るとともに、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「福祉用具購入・貸与調査」「医療情報との突合」「縦覧点検」「介護給付費通知」「給付実績の活用」「住宅改修の適正化」の8事業について目標を定め、その達成に努めます。

【介護給付適正化の主要8事業の目標】

	8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
要介護認定の適正化	実施	実施	実施	実施	実施
ケアプランの点検	実施	実施	実施	実施	実施
福祉用具購入・貸与調査	実施	実施	実施	実施	実施
医療情報との突合	実施	実施	実施	実施	実施
縦覧点検	実施	実施	実施	実施	実施
介護給付費通知	実施	実施	実施	実施	実施
給付実績の活用	実施	実施	実施	実施	実施
住宅改修の適正化	実施	実施	実施	実施	実施

■ 要介護認定の適正化

介護認定審査会での審査に必要な各資料（基本調査・特記事項・主治医意見書）間の記載内容について点検や関係機関との確認調整を行うことにより、要介護認定の公平・公正性の確立に努めます。

また、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修等を実施することにより、要介護認定の適正化を図ります。

■ ケアプランの点検

利用者の自由な選択を阻害し、あるいは利用者の自立を阻害するような不適切なケアプラン作成が行われないよう、居宅介護支援事業所等を対象にしたヒアリングや研修会等を実施することにより、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

また、真に必要なサービスが適切に位置づけられているかを検証し、利用者へのサービス提供が適切になされているかを確認するために、ケアプラン等の点検を行います。

■ 福祉用具購入・貸与調査

利用者の心身の状態からは想定しにくい福祉用具の購入及び貸与が行われていないかを確認することにより、不適切・不必要な利用を防ぎます。

福祉用具については、利用の仕方によっては在宅生活を継続するうえで有効な方法ですが、現状の心身状態からみて過剰となる利用の場合は、逆に身体機能の低下につ

ながります。

特に福祉用具貸与については、大阪府国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに、その必要性の確認を行い、疑義のある場合には介護保険事業所に確認のうえ、請求誤りについては過誤申立を行います。

■ 医療情報との突合

医療保険による入院中に介護保険給付が行われていないかなどの整合性を確認し、不適切な報酬請求を防ぎます。

大阪府国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに介護給付等の点検を行い、疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについては過誤申立を行います。

■ 縦覧点検

複数月の保険請求について算定期間・回数等やサービス内容及び介護保険事業所間の整合性を確認し、不適切な報酬請求を防ぎます。

大阪府国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに介護給付等の点検を行い、疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについては過誤申立を行います。

■ 介護給付費通知

年2回、直近6か月分のサービス利用実績を利用者に郵送で通知します。

利用者から疑義があるサービス利用実績等の連絡を受けた場合は、給付状況等を確認し、必要に応じて事業所への指導を行うことで報酬請求の適正化を図ります。

■ 給付実績の活用

大阪府国民健康保険団体連合会から配信されるさまざまな給付実績等の情報を活用することにより、不適切な報酬請求を防ぎます。

疑義のある場合には事業所に確認のうえ、請求誤りについては過誤申立を行います。

■ 住宅改修の適正化

利用者の心身の状態を勘案し住宅改修の必要性、妥当性を確認することにより、不適切・不必要な工事を防ぎます。

住宅改修時の事前事後調査については、保健センターに委託し、理学療法士・作業療法士による現地調査を行い、住宅改修が適正に行われるよう確認と助言を行います。

（２）介護保険サービスの質の向上

【指標】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 5 年度 (目標年度)
介護給付適正化ヒアリングの 実施回数	7 回	10 回	10 回	10 回

【主な取組】

① 介護保険事業者に対する指導・助言の実施

介護サービスの質の向上を図り、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう、ケアプラン点検（介護給付適正化ヒアリング）を特定非営利活動法人に委託し、ケアマネジャーや介護職員等専門職に助言・指導を行います。また、ヒアリングの内容を共有できるよう、市内の居宅介護支援事業所を対象に、年に 1 度全体研修会を実施しています。

また、地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所を対象に、年に 1 度、集団指導を開催し、制度改正の内容の周知や関係法令の遵守を呼びかけるほか、定期的な実地指導を行い、必要に応じて改善を求めています。

なお、介護事業所内で介護サービス利用者の事故や食中毒、感染症が発生した場合は、速やかに市への報告を求めています。介護保険事業者から事故発生時の状況等の聴取を行ったうえで、原因の分析を介護保険事業者と一緒に実施し、改善策の提案等をふまえ、より一層の利用者の安全確保と再発防止に努めるよう、助言・指導を行っています。

一方、介護保険事業者を利用者が広い範囲で自己選択できるよう、「せつつ医療介護つながりネット」を令和元年度に導入しました。利用者への周知を今後も継続し、サイトの利用を促進します。

② 介護サービス事業者との連携

「せつつ医療介護つながりネット」の専用サイトを使用し、摂津市介護保険事業者連絡会に介護保険に係るさまざまな情報や市の考え方を発信するとともに、摂津市介護保険事業者連絡会からの要望は、介護現場の声として受け止め、施策に反映するなど、今後も積極的に連携していきます。

また、新型コロナウイルス等の感染症流行時には、摂津市介護保険事業者連絡会を通じて、市の備蓄品等を供給します。

③ 虐待防止に向けた啓発

高齢者虐待防止パンフレットの配布や虐待防止に関する講演会の開催等を通じて、高齢者虐待防止について、今後も広く市民に呼びかけます。また、要介護高齢者のケ

アに携わるケアマネジャーや介護保険サービス事業者に対しても、摂津市介護保険事業者連絡会等を通じて研修会等を開催し、高齢者虐待についての共通理解を深め、資質の向上に努めます。

高齢者虐待については、24 時間体制の対応をしており、その周知についても引き続き進めていきます。

（3）利用者への支援

【指標】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 5 年度 (目標年度)
介護サービス相談員の 派遣回数と会議回数	派遣 220 回 会議 12 回	派遣 161 回 会議 11 回	派遣 0 回 会議 1 回	派遣 270 回 会議 12 回
介護サービス相談員の 新規派遣先施設数	1 施設	0 施設	0 施設	5 施設

【主な取組】

① 介護サービス相談員の派遣

市内の入所及び通所施設には、市が委嘱した相談員を定期的に派遣し、利用者の相談等に応じています。本市においては平成 14 年度から実施しており、現在は 9 人が活動を行っています。

相談員は市内の入所・通所施設 26 事業所を訪問し、施設内で利用者の話を聞いたり不安の解消を図るためにさまざまな相談に応じるとともに、介護保険事業所に対しての気づきや提案を行うことにより、介護サービスの質の向上に努めています。また、相談員については、高いスキルを持ち、柔軟な対応を行えるよう、一般財団法人大阪府人権協会や本市で実施する研修会への積極的な参加をはじめ、派遣先事業所との交流・懇談会を定期的に開催し情報交換を行うことにより、その資質向上が図られるよう努めます。

今後は、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への訪問を検討します。

② 低所得者への支援

生活困窮状態にある高齢者は、複合的な要因を抱えていることが多く、さまざまな支援機関が連携して取り組んでいくことが重要になっています。地域包括支援センターや CSW が中心となり、福祉制度等の利用につなげていけるよう、支援をしていきます。必要に応じて、大阪府社会福祉協議会が実施する「生活困窮者レスキュー事業*」の中で、大阪府社会福祉協議会と市内の特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人 4 施設に配置されている社会貢献支援員*等と連携し、今後も制度のはざままで生活

に困難をきたしている方や要援護者等の問題解決を図るとともに、生活困窮者自立支援法の相談窓口とも連携を図り、対応にあたります。

また、利用者負担の軽減策として、本市では介護保険料の段階を細分化し、12段階としているほか、消費税増税の対応策として、第1段階から第3段階の利用者の保険料軽減を実施しています。

また、給付に係る施策として、同じ月に利用した介護保険サービスの負担が高額になった場合に対象となる高額介護（予防）サービス費*の支給をはじめ、1年間で介護保険と医療保険の両方の負担が高額になった場合に対象となる高額医療合算介護（予防）サービス費の支給、介護保険の給付対象サービスではないため、本来全額が自己負担となる介護保険施設の居住費及び食費の負担額の軽減措置（特定入所者介護（予防）サービス費）があります。

その他、特に生計が困難な方には、社会福祉法人が行う負担軽減制度があり、市内の全法人が実施しています。

こうした制度の周知に努めるとともに、国に対して、生活困窮者の介護サービスの利用が制限されることなく、適切に提供されるような制度促進を図るための抜本的な対策が講じられるように求めていきます。

③ 高齢で障害がある人への支援

障害のある人が高齢者になっても、それまで利用していた事業所で変わらずサービスが受け続けられるよう、平成30年度に「共生型サービス」が創設されました。

本市においても、地域密着型サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準条例の改正を行い、共生型サービスの指定が行えるよう、環境を整備しました。

今後も引き続き、障害者施策と介護保険施策の連携を図りながら、適切なサービスが受け続けられるよう、介護保険制度の普及啓発に努めます。

（4）介護人材の確保・資質向上

介護人材の不足は近年ますます深刻さを増しています。地域包括ケアシステムの構築には、専門の介護職等に限らず介護分野で働くその他の人材の確保・育成が必要不可欠で、喫緊の課題となっています。

介護人材の需給の状況をふまえ、処遇改善、若年層・中高年層・子育てを終えた層・高齢者層などの各層や他業種からの新規参入の促進、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人人材の受入の整備、介護ロボットやICTの活用等を進めていきます。

【指標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和5年度 (目標年度)
福祉就職フェアの参加者数	44人	60人	37人	70人

【主な取組】**① 福祉・介護の人材の確保**

平成25年から摂津市介護保険事業者連絡会の協力のもと、「摂津市福祉就職フェア」の開催を継続実施しています。福祉就職フェアでは、介護職員との座談会を実施するなど、仕事のミスマッチが起きないように工夫を行っています。

また、平成30年度からは大阪府や大阪府社会福祉協議会、近隣他市、また介護保険事業者と協働し、若手の介護職員が介護の仕事の魅力を発信する取組や介護職員同士が悩みや情報を共有し、交流することで離職を防止する取組を実施しています。

さらに、令和2年度から車いすの修理や洗浄、食事の配膳などの業務を高齢者が代替する、健康・生きがい就労トライアル事業を開始しました。

今後は、介護施設でのボランティアに参画する人を増やすとともに、介護職に興味を持つきっかけを増やしていくよう取組を進めていきます。

■ 訪問型サービスA

現在、訪問型サービスAをシルバー人材センターと布亀株式会社に委託しています。生活援助型サービスの利用者の選択肢を広げるため、要介護認定の結果通知に案内を同封するなどさらに周知を行い、利用者の拡充を図ります。

② 集団指導の実施

地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所等を対象に、年に1度、集団指導を開催し、制度改正の内容の周知や関係法令の遵守を呼びかけるほか、定期的に実地指導を行い、必要に応じて改善を求めます。今後も継続して実施していきます。

③ 各種研修会の情報提供

大阪府が実施する各種研修会について、医療介護つながりネット等を通じて、市内介護保険事業者へ情報提供を行います。

また、介護支援専門員の研修の実施主体が本市、地域包括支援センター、摂津市介護保険事業者連絡会、大阪介護支援専門員協会摂津支部の4者にわたることから、日程や内容が重ならないよう事前に調整会議を行います。

今後は、これまで地域包括支援センターが実施している事例検討会のほか、実際の事例に基づいたケアプランの事例を検討する会議を定期的で開催します。

④ 業務の効率化

介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めていきます。